

1		表 示				表示 番号	表 示				
1	免許年月日	平成30年9月1日		存続 期間	平成30年9月 1日から 平成35年8月31日まで		1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 平成30年9月1日			
	漁 場	別紙漁場図のとおり									
	漁業の種類	第1種区画漁業		のり養殖業		9月10日から5月15日まで					
	主な漁獲物										
	漁業の時期										
制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。										
漁 業 権 区			先 取 特 権 区			抵 当 権 区		入 漁 権 区			
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項	
1	明石市林三丁目19番27号 林崎漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 平成30年9月1日										
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号	区第6号		摘 要				

免許番号 区第6号  
漁場の位置 明石市林地先  
漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

ア 北緯34度38.88分、東経134度57.78分  
イ 北緯34度38.79分、東経134度57.71分  
ウ 北緯34度38.84分、東経134度57.61分  
エ 北緯34度38.93分、東経134度57.68分

